

ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の
実施実態の把握と改善策の提案

Assessment of the current situation and proposal of the
improvement measures of judgement by local government
on the carry-qualified personnal
to refuse incineration plant

姜 文侑
KYO, Bunsho

環境政策・計画学科において学士（環境科学）の学位授与の資格の
一部として滋賀県立大学環境科学部に提出した卒業研究論文

2015 年度

承認

指導教員

目 次

第一章	序論	1
1-1	本研究の背景	1
1-2	本研究の目的	2
1-3	本研究の意義	2
1-4	本研究の方法	2
1-5	本研究の構成	2
1-6	本研究における用語の定義	3
	参考文献	3
第二章	ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態の概要	5
2-1	はじめに	5
2-2	ヒアリング調査実施における概要	5
2-2-1	湖北広域行政事務センター職員へのヒアリング	5
2-2-2	大津市環境部廃棄物減量推進課職員へのヒアリング	5
2-3	限定許可の事例について	6
2-3-1	最高裁判決の趣旨	6
2-3-2	限定許可業者の実施実態	6
	参考文献	6
第三章	調査対象及び調査方法	7
3-1	はじめに	7
3-2	全国の自治体への予備アンケート調査	7
3-2-1	調査対象地	7
3-2-2	調査内容	7
3-2-3	返信状況について	7
3-3	全国の自治体への本アンケート調査	7
3-3-1	調査対象地	7
3-3-2	調査内容	8
3-3-3	返信状況について	8
3-4	全国の自治体への追加アンケート調査	9
3-4-1	調査対象地	9
3-4-2	調査内容	9
3-4-3	返信状況について	10
	参考文献	10

第四章	ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態の把握……	11
4-1	はじめに……	11
4-2	本章の目的……	11
4-3	調査方法……	11
4-4	調査対象地……	11
4-5	調査結果……	11
4-5-1	ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態について……	11
4-5-1-1	ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の有無……	11
4-5-1-2	自治体判断を始めた時期……	12
4-5-1-3	自治体判断を始めた理由……	12
4-5-1-4	ごみ排出者・別居家族の確認方法……	17
4-5-1-5	ごみ清掃へ搬入する前の手続き……	18
4-5-1-6	現場での確認方法……	19
4-5-1-7	ごみ清掃工場の受付曜日……	19
4-5-1-8	ごみ処理手数料……	20
4-5-1-9	ごみ処理手数料の改定予定の有無……	20
4-5-1-10	ごみ処理手数料の改定を検討する理由……	21
4-5-2	無許可収集……	21
4-5-2-1	無許可収集による高額報酬請求についての問い合わせの有無……	21
4-5-2-2	2014年度の問い合わせ数……	21
4-5-2-3	無許可への対応……	22
4-5-2-4	情報提示の手段……	22
4-5-3	限定許可について……	23
4-5-3-1	限定許可の有無……	23
4-5-3-2	限定許可の対象品目……	23
4-5-3-3	限定許可の選定理由……	24
4-5-3-4	限定許可を出した時期……	25
4-5-3-5	限定許可業者数と一般廃棄物収集運搬許可業者数……	25
4-6	ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題・対策……	26
4-6-1	搬入資格者の自治体判断の有無……	26
4-6-2	ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題・対策の対応策……	26
4-6-2-1	課題点の有無……	26
4-6-2-2	課題点の詳細……	27
4-6-2-3	課題点への対策方法……	27
4-6-2-4	課題点の解決または改善の把握……	28
4-7	まとめ……	28

第五章	ごみ清掃工場への搬入に伴う課題への対策の実施可能性……………	31
5-1	はじめに……………	31
5-2	本章の目的……………	31
5-3	調査方法……………	31
5-4	調査対象地……………	31
5-5	調査結果……………	31
5-5-1	ごみ清掃工場への搬入に伴う課題に対する対策例……………	31
5-5-1-1	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係（問 A）	37
5-5-1-2	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係（問 B）	34
5-5-1-3	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係（問 C）	36
5-5-1-4	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係（問 D）	39
5-5-1-5	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係（問 E）	41
5-5-1-6	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係（問 F）	44
5-5-1-7	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係（問 G）	46
5-5-1-8	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係（問 H）	49
5-5-1-9	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係（問 I）	51
5-5-2	「解決できて、実施できる」の割合……………	54
5-6	まとめ……………	55
第六章	結論……………	57
6-1	本研究の結論……………	57
6-1-1	目的 1 の結論……………	57
6-1-2	目的 2 の結論……………	59
6-2	本研究全体を通しての考察……………	60
6-3	今後の課題……………	60
謝辞	……………	61
付録		

図 表 目 次

図 4-1	家庭系ごみ処理手数料……………	20
図 4-2	事業系ごみ処理手数料……………	20
図 4-3	限定許可業者数……………	25
図 4-4	一般廃棄物収集運搬許可業者数……………	25
表 3-1	予備アンケート調査票質問項目……………	7
表 3-2	本アンケート調査票質問項目……………	8
表 3-3	追加アンケート調査票質問項目……………	9
表 4-1	ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の有無……………	12
表 4-2	ごみ清掃工場への搬入資格者の要件緩和の時期……………	12
表 4-3	ごみ清掃工場への搬入資格者の要件緩和の理由……………	13
表 4-4	要件緩和を始めた理由の記述回答①……………	13
表 4-5	要件緩和を始めた理由の記述回答②……………	14
表 4-6	要件緩和を始めた理由の記述回答③……………	15
表 4-7	要件緩和を始めた理由の記述回答④……………	16
表 4-8	要件緩和を始めた理由の記述回答⑤……………	17
表 4-9	ごみ排出者・別居家族の確認方法……………	18
表 4-10	ごみ清掃工場へ搬入する前の手続き……………	18
表 4-11	手続きの際の申告内容・確認事項……………	19
表 4-12	搬入窓口における確認事項……………	19
表 4-13	ごみ清掃工場の受付時間……………	19
表 4-14	ごみ処理手数料の改定予定の有無……………	21
表 4-15	ごみ処理手数料の改定を検討する理由……………	21
表 4-16	問い合わせの有無……………	21
表 4-17	問い合わせ数……………	22
表 4-18	無許可への対応……………	22
表 4-19	情報提示の手段……………	23
表 4-20	限定許可の有無……………	23
表 4-21	限定許可の対象品目……………	24
表 4-22	限定許可の選定理由……………	24
表 4-23	限定許可を出した時期……………	25
表 4-24	搬入資格者の自治体判断の有無……………	26
表 4-25	ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点の有無……………	26

表 4-26	ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点の詳細	27
表 4-27	ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点に対する対策方法	28
表 4-28	対策方法による課題点の解決または改善の把握	28
表 5-1	ごみ清掃工場への搬入に伴う「課題」と「対策例」の関係の質問項目	31
表 5-2	問 A で設定した課題と対策例	32
表 5-3	問 A の課題の有無	32
表 5-4	問 A の課題の確認時期	32
表 5-5	問 A の課題に対する対策例の適性	33
表 5-6	問 A の対策例の実施可能性認識の有無	33
表 5-7	問 A の対策例の解決性と実施可能性	34
表 5-8	問 B で設定した課題と対策例	34
表 5-9	問 B の課題の有無	35
表 5-10	問 B の課題の確認時期	35
表 5-11	問 B の課題に対する対策例の適性	35
表 5-12	問 B の対策例の実施可能性認識の有無	36
表 5-13	問 B の対策例の解決性と実施可能性	36
表 5-14	問 C で設定した課題と対策例	37
表 5-15	問 C の課題の有無	37
表 5-16	問 C の課題の確認時期	37
表 5-17	問 C の課題に対する対策例の適性	38
表 5-18	問 C の対策例の実施可能性認識の有無	38
表 5-19	問 C の対策例の解決性と実施可能性	39
表 5-20	問 D で設定した課題と対策例	39
表 5-21	問 D の課題の有無	39
表 5-22	問 D の課題の確認時期	40
表 5-23	問 D の課題に対する対策例の適性	40
表 5-24	問 D の対策例の実施可能性認識の有無	41
表 5-25	問 D の対策例の解決性と実施可能性	41
表 5-26	問 E で設定した課題と対策例	42
表 5-27	問 E の課題の有無	42
表 5-28	問 E の課題の確認時期	42
表 5-29	問 E の課題に対する対策例の適性	43
表 5-30	問 E の対策例の実施可能性認識の有無	43
表 5-31	問 E の対策例の解決性と実施可能性	44
表 5-32	問 F で設定した課題と対策例	44
表 5-33	問 F の課題の有無	44

表 5-34	問 F の課題の確認時期	45
表 5-35	問 F の課題に対する対策例の適性	45
表 5-36	問 F の対策例の実施可能性認識の有無	46
表 5-37	問 F の対策例の解決性と実施可能性	46
表 5-38	問 G で設定した課題と対策例	47
表 5-39	問 G の課題の有無	47
表 5-40	問 G の課題の確認時期	47
表 5-41	問 G の課題に対する対策例の適性	48
表 5-42	問 G の対策例の実施可能性認識の有無	48
表 5-43	問 G の対策例の解決性と実施可能性	49
表 5-44	問 H で設定した課題と対策例	49
表 5-45	問 H の課題の有無	49
表 5-46	問 H の課題の確認時期	50
表 5-47	問 H の課題に対する対策例の適性	50
表 5-48	問 H の対策例の実施可能性認識の有無	51
表 5-49	問 H の対策例の解決性と実施可能性	51
表 5-50	問 I で設定した課題と対策例	52
表 5-51	問 I の課題の有無	52
表 5-52	問 I の課題の確認時期	52
表 5-53	問 I の課題に対する対策例の適性	53
表 5-54	問 I の対策例の実施可能性認識の有無	53
表 5-55	問 I の対策例の解決性と実施可能性	54
表 5-56	「解決できて、実施できる」の割合	55

付 録 目 次

付録 1	予備アンケート調査票	2
付録 2	本アンケート調査票 (回答例) ・本アンケート調査票	4
付録 3	追加アンケート調査票	20
付録 4	参考及び引用 URL	26

ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態の把握と改善策の提案

金谷研究室 1212015 姜文偉

1. 背景・論点

NHK の調査によると、日本全国のすべての自治体を調査した結果、引き取り手がなく、孤立死した人は、平成 20 年度だけ 3 万 2 千人に上ると分かった。今後の人口推計でも、高齢者単身世帯の増加が予想されている¹⁾。このような高齢化社会の進化、また、社会的弱者への配慮、引っ越しなどの影響を受けて、ごみ排出者本人以外の別居家族などによる搬入もできるようにしてほしいという要求がある。しかし、ごみ清掃工場への搬入資格者は、誰でもいいとなると、市外のごみが入る、無許可業者の搬入などの問題が起こる恐れがある。したがって、ごみ清掃工場への搬入資格者は、本人以外の拡大をする必要があるが、上記のような問題を防ぐための対策の実施が必要となる。

一方で、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており²⁾、引越業者などに無制限に一般廃棄物収集運搬の許可を出すことができず、出すとすれば限定的な許可となる。

清掃工場における搬入規制に関する先行研究として、清水が他自治体のごみ混入への対策としては、「搬入物検査」による対策が最も高く、「排出者情報について聞き取り」、「市の指定ごみ袋の使用」なども多く実施されていることを明らかにしている³⁾。しかし、家庭ごみに対して、ごみ清掃工場への搬入資格者の実施実態に関する研究はない。

2. 研究の目的・意義

本研究では、ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態を把握することを目的 1 とし、ごみ清掃工場への搬入する際の問題を防ぐために、今後の改善策を提案することを目的 2 とする。

本研究の意義は、高齢者のみ世帯の増加や引っ越しごみや遺品整理など一時多量排出ごみへの対応のため、ごみ清掃工場への搬入資格者を考えなおす自治体にとって参考となることである。また、ごみ清掃工場への搬入する際の問題を防ぐために、自治体にとって参考にもなると考える。

3. 研究方法

本研究の目的を次のような方法で達成する。

(1) 各都道府県の HP を見て、自治体の現状の概略を把握する。

(2) 近くの市の廃棄物担当者にヒアリングを行う。

(3) 各自治体のごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態を把握するために、全国各市 789 市の自治体と東京 23 区への予備アンケート調査を行う。

(4)(3)の予備アンケート調査結果から明らかになった、ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態に関して、さらに、詳しく把握するために、全国各市 789 市への本アンケート調査を行う(表 1)。(4)正確なデータが得られなかった点、不明な点などを中心に、ごみ清掃工場への搬入に伴う課題(A~I)への対策への実施可能性認識についての追加アンケート調査を行う(表 2 と表 3)。

表 1 本アンケート調査質問項目(一部抜粋)

項目区分	質問項目
搬入資格者	搬入資格者の自治体判断
搬入手続きについて	ごみ清掃へ搬入する前の手続き
	現場での確認方法
	ごみ清掃工場の受付時間
ごみ清掃工場への搬入に伴う問題点について	ごみ清掃工場への搬入における課題の有無
	ごみ清掃工場への搬入における課題の内容
	ごみ清掃工場への搬入における課題の対策
	対策の効果
限定許可について	限定許可を出しているかどうか 限定許可の対象品目と選定理由

表 2 追加アンケート調査質問項目(その一部抜粋)

質問項目	
課題A	他市のごみが搬入されている
課題B	家庭系一般廃棄物の中に事業系一般廃棄物が混入していること
課題C	無許可事業者の搬入
課題D	家庭系廃棄物と偽った事業系廃棄物の搬入
課題E	不適物(市の搬入基準を満たしていないもの)の搬入がある(再生可能な紙ごみ等)
課題F	きちんと分別がされておらず、再利用可能な資源がごみの中に含まれている
課題G	処理できないごみも持ち込まれる
課題H	虚偽の申告(業者が個人名を騙る等)であろうと思われる搬入が少なからずある
課題I	産業廃棄物が搬入されている
対策	定期的にごみの展開検査の実施
	搬入者の身分証明書の提示
	排出場所の確認(事後調査・追跡調査)
	搬入前事前手続きの導入
	ごみ展開検査機の導入
	受け入れ許可品目の明確化及び規制の強化
	家庭系ごみへの処理手数料の導入
	処理手数料の値上げ
	1日あたりの搬入量に制限を設けている
	指定袋の使用
市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している	

表 3 追加アンケート調査質問項目(その一部抜粋)

問	質問項目	選択番号	選択肢一覧
問1	このような課題が貴市にあるかどうか	1	ある
		2	なし
問2	その課題はどの時期に確認されたか	1	過去にそのような課題があった
		2	現在そのような課題がある
		3	これから先そのような課題が想定される
		4	その他
問3	貴市では、これらの対策例で問題を解決できるかどうか	1	はい
		2	いいえ
		3	その他
問4	貴市では、これらの対策例は実施可能であるかどうか	a	すぐに実施可能
		b	準備期間があれば実施可能
		c	実施は困難
		d	すでに実施済みであり、改善・解決がみられた
		e	すでに実施済みであるが、改善・解決はみられていない
		f	その他

4. 結果及び考察

(1)ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態について(目的 1)

1)ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の有無

本アンケート調査において返信のあった343市のうち、廃棄物処理法で規定される「ごみ排出者」、「許可業者」以外でも、「ごみ排出者別居家族」や「ごみ排出者が同席であれば、運転手はだれでもいい」と回答した自治体が各50%以上あり、多くの市は、搬入資格者を厳しく制限していないことがわかる。

2)ごみ清掃工場へ搬入する前の手続き・確認内容について

本アンケート調査において返信のあった343市のうち、「搬入事前手続きは実施している」と回答した市が157市あり、全体の46%を占めている。一方で、「搬入事前手続きは実施していない」と回答した市が186市あり、全体の54%を占めており半数を超えている。また、搬入事前手続きをしている157市のうち、「搬入申告書などの書類のみを使って搬入事前手続きを実施している」と回答した市が88市ある。

「搬入事前手続きをしている」と回答した157市のうち、手続きの際の申告内容・確認事項について、表3に示す。表3から、「廃棄物運搬車(自己搬入者)の氏名・車両番号等の情報」、「廃棄物の内容」、「ごみの発生場所」、「廃棄物の搬入日時」と回答した市は全て94市以上であり、全体の60%以上を占めており半数を超えている。

表4 手続きの際の申告内容・確認事項(n=157)

手続きの際の申告内容・確認事項	回答市数(複数回答可)	回答率
廃棄物運搬車(自己搬入者)の氏名・車両番号等の情報	112	71%
廃棄物の内容物(重量や種類)	110	70%
ごみの発生場所	103	66%
廃棄物の搬入日時	94	60%
その他	24	15%

搬入窓口においての確認事項について、表4に示す。表4から、「搬入物に関する聞き取り調査」と回答した市は240市あり、全体の70%を占めていること。

表5 搬入窓口においての確認事項(n=343)

搬入窓口においての確認事項	回答市数(複数回答可)	回答率
搬入物に関する聞き取り調査(口頭質問)	240	70%
車両番号の確認	152	44%
免許証等の身分証明書の確認	117	34%
搬入許可証等の書類確認	93	27%
その他	92	27%

3) 限定許可について

追加アンケート調査において返信のあった144市のうち、限定許可を出していたのは86市あり、全体の60%を占めており半数を超えている。限定許可を

出していないと回答したのは55市あり、全体の38%を占めている。この結果から、半分以上の自治体で、何らかの品目に限定許可を出していることがわかった。

限定許可の対象品目について、表6に示す。表6から、特定家電品のみ限定許可を出していたのは17市あり、全体の21%を占めている。食品残渣のみ限定許可を出していたのは14市あり、全体の18%を占めている。この結果から、特定の品目のみを限定している市は少なく、多くの市は、2つ以上の品目の組み合わせで限定許可を出していることがわかる。なお、「その他」には、多くの組み合わせ、「車道清掃」、「廃食用油」、「胎盤」、「海産物残渣」、「医療系廃棄物」、「紙おむつ」などが含まれている。

表6 限定許可の対象品目 (n=80)

限定品目	回答市数(複数回答可)	回答率
特定家電品	17	21%
食品残渣	14	18%
実験動物死体及びその汚物	13	16%
引越に伴う一時多量排出ごみ	11	14%
生ごみ	9	11%
木くず	8	10%
刈り草	7	9%
流木+木くず	5	6%
魚腸骨	4	5%
建築物の解体に伴う残置物	3	4%
遺品整理などに伴う一時多量排出ごみ	2	3%
廃プラスチック	2	3%
木くず+刈り草	2	3%
引越に伴う一時多量排出ごみ+遺品整理などに伴う一時多量排出ごみ	2	3%
流木	1	1%
その他	70	88%

また、限定許可の選定理由について、表7に示す。表7から、「再資源化推進」と回答した市が最も多く34市あり、全体の68%を占めている。次いで、「市の収集が困難」と回答した市が22市あり、全体の44%を占めている。なお、「その他」には、「市民の要望があった」、「高齢化に伴い、遺品整理業のニーズが高まってきたため」、「直営事業で不足する分を補うため」などが含まれる。これらのことから、市民のニーズに応じ、限定許可が必要となっているのではないかと考えられる。

表7 限定許可の選定理由 (n=50)

限定理由	回答市数	回答率
再資源化推進	34	68%
市の収集が困難	22	44%
市の処理施設で受入できない	9	18%
特定家庭用機器再商品化法改正により排出量の増加	5	10%
既存の許可業者へ委託することが困難	3	6%
収集作業の特殊性から既存の許可業者では対応が厳しい	3	6%
その他	21	42%

さらに、限定許可を出した時期について、最も多

かった開始年度は「2010年～2015年」の間で50市あり、全体の65%を占めている。近年、限定許可が必要となってくると言えるだろう。

(2) ごみ清掃工場への搬入に伴う課題への対策の実施可能性と解決性(目的2)

1) ごみ清掃工場への搬入に伴う課題と対策例の提示

課題に対する対策例の実施可能性かつ解決性について、表8に示す。

なお、「実施可能性認識がある」の割合の算出方法は以下の通りである。各課題および対策例について、表3の間4で、「実施可能性認識がある」の割合＝(aかbかdかを選択した市数)÷(a～fのどれかを選択した市数)×100

表8 「解決できて、実施できる」の割合

課題	対策例	対策例					
		市のホームページや、ごみの分別の手引きを発行し広報している	定期的にごみの展開検査の実施	搬入者の身分証明書の提示	受け入れ許可品目の明確化及び規制の強化	排出場所の確認(事後調査・追跡調査)	搬入事前手続きの導入
A	他市のごみが搬入されている	50%	56%	54%	17%	33%	40%
B	家庭系一般廃棄物の中に事業系一般廃棄物が混入していること	60%	35%	8%	43%	29%	22%
C	無許可事業者の搬入	44%	15%	42%	14%	9%	18%
D	家庭系廃棄物と偽った事業系廃棄物の搬入	50%	52%	20%	40%	38%	36%
E	不適物(市の搬入基準を満たしていないもの)の搬入がある(再生可能な紙ごみ等)	51%	57%	26%	21%	5%	14%
F	きちんと分別がされておらず、再利用可能な資源がごみの中に含まれている。	50%	52%	20%	30%	21%	26%
G	処理できないごみも持ち込まれる	58%	41%	13%	14%	10%	10%
H	虚偽の申告(業者が個人名を騙る等)であろうと思われる搬入が少なからずある。	57%	54%	20%	54%	38%	14%
I	産業廃棄物が搬入されている	50%	63%	17%	25%	35%	9%
課題	対策例	対策例					
		ごみ展開検査機の導入。	家庭系ごみへの処理手数料の導入	処理手数料の値上げ	1日あたりの搬入量に制限を設けている	指定袋の使用	
A	他市のごみが搬入されている	15%	40%	35%	9%	24%	
B	家庭系一般廃棄物の中に事業系一般廃棄物が混入していること	18%	30%	30%	11%	10%	
C	無許可事業者の搬入	0%	17%	17%	0%	33%	
D	家庭系廃棄物と偽った事業系廃棄物の搬入	14%	15%	25%	0%	27%	
E	不適物(市の搬入基準を満たしていないもの)の搬入がある(再生可能な紙ごみ等)	23%	11%	13%	0%	11%	
F	きちんと分別がされておらず、再利用可能な資源がごみの中に含まれている。	17%	12%	8%	0%	13%	
G	処理できないごみも持ち込まれる	6%	8%	0%	0%	0%	
H	虚偽の申告(業者が個人名を騙る等)であろうと思われる搬入が少なからずある。	21%	30%	36%	30%	9%	
I	産業廃棄物が搬入されている	19%	14%	33%	0%	0%	

課題Aに対して、「解決できて、実施できる」の割合が50%以上であるのが「定期的にごみの展開検査の実施」、「搬入者の身分証明書の提示」、「市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している」である。

課題Bに対して、「解決できて、実施できる」の割合が50%以上であるのが「市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している」である。

課題Cに対して、「解決できて、実施できる」の割合が50%以上であるのがなかった。つまり、課題Cに対し、対策を実施しても、解決しにくいと言える。

課題Dに対して、「解決できて、実施できる」の割合が50%以上であるのが「定期的にごみの展開検査の実施」、「市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している」である。

課題Eに対して、「解決できて、実施できる」の割合が50%以上であるのが「定期的にごみの展開検査の実施」,

「市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している」である。

課題Fに対して、「解決できて、実施できる」の割合が50%以上であるのが「定期的にごみの展開検査の実施」、「市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している」である。

課題Gに対して、「解決できて、実施できる」の割合が50%以上であるのが「市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している」である。

課題Hに対して、「解決できて、実施できる」の割合が50%以上であるのが「定期的にごみの展開検査の実施」、「受け入れ許可品目の明確化及び規制の強化」、「市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している」である。

課題Iに対して、「解決できて、実施できる」の割合が50%以上であるのが「定期的にごみの展開検査の実施」,

「排出場所の確認」,「搬入事前手続きの導入」,「家庭系ごみへの処理手数料の導入」,「ごみ展開検査機の導入」,「処理手数料の値上げ」,「1日あたりの搬入量に制限を設けている」,「指定袋の使用」の様な対策が実施できない理由は,人員不足,コストの増加,時間の不足などが挙げられた。

5. 結論

(1) ごみ清掃工場への搬入資格者の実施実態の把握(目的1)

本アンケート調査において返信のあった343のうち,廃棄物処理法で規定される「ごみ排出者」,「許可業者」以外でも,「ごみ排出者別居家族」や「ごみ排出者が同席であれば,運転手はだれでもいい」と回答した自治体が各50%以上あり,多くの市は,搬入資格者を本人限定という厳しく制限をしていないことがわかる。一方,「ごみ排出者本人」,「許可業者」だけ回答した市が少ない。したがって,本人への拡大が実際広がっていると言える。

本アンケート調査において返信のあった343市のうち,「搬入事前手続きは実施している」と回答した市が157市あり,全体の46%を占めている。一方で,「搬入事前手続きは実施していない」と回答した市が186市あり,全体の54%を占めており半数を超えている。

追加アンケート調査において返信のあった144市のうち,限定許可を出していたのは86市あり,全体の60%を占めており半数を超えている。

限定許可の対象品目について,「その他」を除く,回答が多いのは,特定家電品のみ,食品残渣のみである。なお,「その他」には,多くの組み合わせが含まれる。これらのこと,特定の品目のみを限定している市は少なく,多くの市は,2つ以上の品目の組み合わせで限定許可を出していることがわかる。また,「引っ越しごみに伴う一時多量排出ごみのみ」,「遺品整理などに伴う一時多量排出ごみ」のみ,「引っ越しごみに伴う一時多量排出ごみ+遺品整理などに伴う一時多量排出ごみ」と選択した市がそんなに多くないとわかる。

限定許可の選定理由として,「再資源化推進」,「市の収集が困難」などが挙げられている。これらのことから,今後,引っ越しごみや遺品整理などのことがあり,市民のニーズに応じ,限定許可が必要となっているのではないかと考えられる。

(2) ごみ清掃工場への搬入する際の問題を防ぐために,今後の改善策の提案(目的2)

対策例の有効性(解決できかつ実施できる)をみると,割合が50%以上であるのが「市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している」,「定期的にごみの展開検査の実施」,「搬入者の身分

証明書の提示」,「受け入れ許可品目の明確化及び規制の強化」である。これらの対策が,今後ごみ清掃工場への搬入をする際の問題を防ぐための改善策として一番効果があると言える。また,「定期的にごみの展開検査の実施」,「市のホームページやごみの分別の手引きを発行し広報している」の2つの対策は,多くの問題に対応でき,一番有効な対策であると言える。一方,「排出場所の確認」,「搬入事前手続きの導入」,「家庭系ごみへの処理手数料の導入」,「ごみ展開検査機の導入」,「処理手数料の値上げ」,「1日あたりの搬入量に制限を設けている」,「指定袋の使用」というような対策例について,「解決できかつ実施可能」の割合が50%以下であり,あまり効果がなく,有効でないとと言える。

(3) 本研究全体を通しての考察

本研究をするにあたって,ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態について明らかにすることができた。ごみ清掃工場への搬入資格者,ごみ清掃工場へ搬入する前の手続き・確認内容,無許可収集,限定許可,ごみ清掃工場への搬入に伴う課題とその対策方法を把握し,その対策例を提示するまで至った。しかしながら,ごみ清掃工場への搬入資格者,つまり住民の方の意見や要望を把握するには至らなかった。

(4) 今後の課題

本研究では,高齢化社会が急速に進む中で,ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態の把握とごみ清掃工場への搬入に伴う課題への対策の実施可能性を追求してきたが,さらなるごみ清掃工場への搬入に伴う課題の追求と解明が必要になってくると考えられる。

ごみ清掃工場への搬入に伴う課題への対策の実施可能性をみると,「定期的にごみの展開検査の実施」というような厳しい対策をするほど,問題を防ぐことができる。しかし,それらの対策を実施すると,利用者側の手間がかかり,利便性を多少影響に与える可能性が多い。今後の課題として,利用者側の意見や要望を汲み取らなければならない。

6. 参考文献

- 1) 遺品整理という仕事が注目【遺品整理士認定協会】
<<http://www.is-mind.org/>>, 2015-11-26
- 2) 一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について 環廃対発第1410081号<<https://www.env.go.jp/hourei/add/k047.pdf>>, 2015-04-22
- 3) 清水康平:自治体における事業系ごみへの搬入規制の実施実態把握と効果的な搬入規制方法の提案 2013年度滋賀県立大学環境政策・計画学科卒業論文